## 実施方針とは

## 1. 実施方針とは

実施方針とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成十一年法律 第百十七号(以下、「PFI法」という。))第5条の規定に基づき、事業の公平性および透明性を確保し、 事業概要をあらかじめ周知することで、民間事業者へ事業参画を促すとともに、市場調査として取り扱 うことができるものです。また、実施方針の内容については、質問や対話により民間事業者の意向を反 映し、修正することができます。

ただし、実施方針段階では、PFI事業として実施することが決定しているものではありません。

## ※PFI法(抜粋)-

- 第5条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定 を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」と いう。)を定めることができる。
- 2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。
  - 一 特定事業の選定に関する事項
  - 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
  - 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
  - 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
  - 五 事業契約(選定事業(公共施設等運営事業を除く。)を実施するため公共施設等の管理者等 及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。)の解釈について疑義が生じた場合にお ける措置に関する事項
  - 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
  - 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

## 2. PFI事業実施プロセス

